

令和6年第3回三島町議会9月定例会会議録

招集年月日 令和6年8月13日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和6年9月13日 午前10時00分 議長宣告

応招議員

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	馬場 学	2番	青木 喜章	3番	菅家 三吉
5番	河越 昭利	6番	大竹 克昌	7番	吉垣 絵梨子
8番	五十嵐 健二	9番	二瓶 俊浩		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源成	副町長	小堀 庄太郎
教育長	山口 浩	参事兼総務課長	小柴 謙
特命担当課長	渡邊 浩	町民課長	板橋 淳也
産業建設課長	小松 昭	会計管理者	菅家 直人
地域政策課長	舟木 孝治	生涯学習課長	五十嵐 義幸
代表監査委員	菅家 壽一		

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	星 保弘
--------	------

議 事 の 経 過

◎開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

なお、本日は決算審査のため、菅家壽一代表監査委員に出席いただいております。

◎三島町歳入歳出決算審査意見書の報告

○議長 日程第1、三島町歳入歳出決算審査意見書の報告について。代表監査委員。

○代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の菅家でございます。よろしくお願いいたします。

令和5年度三島町歳入歳出決算審査意見書を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和5年度三島町一般会計及び特別会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は下記のとおりであります。項目は省略させていただきます。

審査実施期日ですが、令和6年8月5日、6日、7日の3日間行いました。

審査の概要です。審査に付された令和5年度三島町一般会計、特別会計の歳入歳出決算については、各会計歳入歳出決算書、同実質収支に関する調書のほか、関係資料について証書類等により調査・照合するとともに、必要に応じ各関係所管課から資料の提出を求め、あわせて関係職員に説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果及び意見を申し上げます。

各会計の決算書及び附属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数的にも正確であり、内容も適正であると認められます。

決算監査において気づいた点を以下のように申し上げます。

歳入について。

1点目は、厳しい財政状況の中で、財源確保に努力されていることは認められます。しかし、町税、国民健康保険税、使用料等については、毎年、多額の収入未済額があることから、毎年、徴収努力を望んでおりますが、依然として滞納額が減らない状況です。滞納者への納入の積極的な働きかけを行うとともに、徴収に当たっての問題点の把握、目標値の設定、徴収体制の強化を行い、税の公平性の観点から、より一層の徴収努力を望みます。

2点目は、使用料及び手数料の温泉使用料の収入未済についてです。協定行為を失念したことにより収入に至らなかったとの理由でしたが、相手方にとっては、2年分をまとめて納付する負担が生じました。今後このようなことが起こらないよう、業務の執行管理書をつくるなど課内で共有を図り、いつの時期に何をすべきか分かるようにして業務に当たってください。このようなヒヤリハットが続くと、大きな事故につながることを考えられます。

次に、歳出についてですが、1点目は、世代間交流促進事業についてです。実行委員会

を組織し、ボッチャ大会や三島産食材を活用した料理講習会を開催し、世代の枠を超えた交流を行ったことは評価いたします。次年度以降は、さらなる発展した事業を展開するために、教育委員会のみならず、庁内各課が連携することにより、事業の効果につながることを期待します。

2点目は、健康ミニフォーラムの未実施についてです。この事業は、重点事業にも挙げられている「目指せ！健康寿命＋10歳」の推進の健康寿命延伸のための教室です。重点事業として計画したのであれば実施すべきです。昨年も「目指せ！健康寿命＋10歳」の推進の身体活動増進事業が実施されませんでした。各事業がやってもやらなくてもいい程度のものなのか、本当に必要なのか、事業を見直すべきものなのか、これらの検討をお願いします。

業務全般についてですが、1点目は、備品管理についてです。備品については、備品管理台帳により管理されていますが、一部所在が不明なものが存在しました。また、備品管理台帳の更新がなされていないものも見受けられました。貴重な税金により整備した備品ですので、所在が分からないなどということがないように、適切な管理をお願いします。備品や消耗品は町民から預かって使用し、事業を執行しているわけですから、そういう意思が大切だと思います。

2点目は、超過勤務についてです。超過勤務時間について、一部の職員や課に大きな隔たりがあります。担当する業務の性質、内容等から平均化することは難しいと思いますが、職員の健康管理や業務の効率化からは是正する必要があります。また、超過勤務は本来、事前に管理者へ伺うものです。事後決裁ではなく、規則にのっとって行うようにお願いします。

最後に、近年、公共投資の増加により、その財源として町債が増えております。適切な財政計画により起債を抑制するとともに、計画的かつ効率的な事業の執行を切望し、決算審査の意見といたします。

令和6年8月14日。

三島町代表監査委員、菅家壽一。

三島町監査委員、菅家三吉。

以下は省略させていただきます。

◎議案第49号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第2、議案第49号、令和5年度三島町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

お諮りいたします。

説明は終わっております。審議の方法といたしまして、歳入と歳出に分けて質疑をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、歳入と歳出に分けて質疑することに決しました。

まず、決算書事項別明細書の18ページまでを質疑の対象といたします。

それでは、歳入の質疑に入ります。質疑ありませんか。2番、青木喜章議員。

- 2番 収入の部ということで、今ほど代表監査委員のほうからいろいろ報告ありました。何といいましても三島町の場合、自主財源が大体26%、大体4分の1ということですが、やはりいろんな事業を進めるためには、自主財源の確保が必要かと思います。そこで、自主財源確保のために3点お伺いします。

まず、大きな事業を行う場合、補助金、もちろん助成金を考えるわけですが、1か所のみの補助金じゃなく、例えば大きな事業になれば2か所、3か所からの補助、助成をいろんな指導助言をいただきながら検討すべきかと思います。そのための努力をどのようにされておるか。2か所以上から補助金、助成金をもらえるような働きかけをお伺いします。

2点目、今ほど代表監査委員からもありました収入未済への対応、いろいろ努力はされているとはお伺いしますが、今年に限った指摘ではなく、ここ何年か同じ指摘を受けていると思います。この収入未済への対応、改めてお伺いします。

3点目、自主財源の中で町税をいかに増やすか、なかなか厳しいものかと思います。そこで、最近、各町村いろいろ取り組んでおりますふるさと納税、これらはもっと町として増やす努力をすべきかと思います。これらの対応について、計3点について自主財源の確保のための質問をいたします。

- 議長 答弁求めます。総務課長。

- 総務課長 それでは今、2番、青木議員からのお答えでございしますが、1点目は私のほうからお答えさせていただいて、2点目に関しては各課に関わることでありますので、各課よりご説明させていただき、3点目は地域政策課のほうからご説明させていただきます。

1点目の補助金、助成金をいかに増やせるかということでございしますが、議員ご指摘のとおり、また議会からも常に予算獲得の際には、町だけでなくいろんなほかの財源を確保するようというふうに言われております。担当課において事業を構築する際は、有利な補助金をどのようなものがあるかを徹底的に調べて申請し、財政とも協議しながら進めております。議員ご指摘の1つだけでなくというところではありますが、なかなか制度上、1つの補助金が入りますと、それに限られたという部分が多くございしますので、そのように、ほかにももらえるものがあるかどうかはこれからの研究対応にはなるとは思いますが、なかなか2つの補助金が入るとするのは難しいと思いますが、有効で率の高い補助金を常に探すように心がけておりますので、そのように今後も対応していきたいと思っております。

総務の2点目の収入未済ですが、うちのほうはテレビのほうに収入未済があります。なかなかやはり入れてもらえない部分、これからの課の説明にも対応になるかと思いますが、できるだけ納入していただけるよう、訪問なり声がけしてお話ししているところですが、なかなか徴収されない部分ありますので、その際テレビのほうは、あまりにひどい場合はテレビ放送を止めるということも可能ではありますが、これは最終手段でありますので、できるだけ納入していただくように取り組んでまいりたいと思っております。

- 議長 町民課長。

- 町民課長 私たちの町民課のほうとしましては、主に、今ほど監査委員のほうから冒頭

でございました温泉使用料の未納ということが発覚しておりまして、監査委員ご指摘のとおり2か年分を今年度徴収ということで、補正予算で計上させていただきました。この件については、本当に失念でございます。書類上の整備しっかり行いまして、徴収の確保に努めていきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

それで、あとうちのほうの未済額については、主に税がやはり一番大きいのかなというふうに思っております。税の徴収率はやはり、現年度課税につきましては90%以上の現年度徴収率としておりますが、やはり滞納分につきましては、なかなか徴収率が上がらないという現状でございます。不納欠損というものが5年度、5年経過すると行うというところもあるんですが、やはり徴収がもうできないという状況なものもありますし、徴収しなければならぬものはしっかりと徴収という形をさせていただきながら、公平公正の税の徴収を図りながら確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今ほどの、ふるさと納税を増やすための努力というところですが、ふるさと納税、議員ご指摘のとおり町の一般財源として増やしていくことが求められていることと認識しております。まず、状況についてですけれども、ふるさと納税の状況は令和5年度においては505万円。ただ、令和4年度を見ますと487万7,000円で、微増となっておりますが、近年は伸び悩んでいる状況になります。この伸び悩みを解消するために、今後どのような努力をしていくかということなんですから、まずは、やはりそのふるさと納税の寄附全体を見ますと、例えば北海道の食品とか、やはり大きな納税額を集めています。三島町もそれに倣って同じようなことをするかというと、同じような資源はありませんが、なるべく三島町で取れるような特産品を用いて、手頃でかつ魅力的な商品をまざるそろえる。そのためには事業者との協議等も必要ですので、そういった事業者との相談、協議を進めながら、魅力ある商品づくりに努めていきたいと考えております。

もう一つは、特別町民の方や首都圏にいる方に対するアピールが必要だなというふうに思っています。そういった方への働きかけによって、特別町民や首都圏への町出身者の方からのふるさと納税というのもお願いできればというふうに考えております。

最後に、企業向けということで、まだ今三島町では制度はつくっておりませんが、企業版ふるさと納税という制度もございますので、今後そのような制度の創設も含めながら、自主財源の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 質疑ありませんか。青木喜章議員。

○2番 今の最後の、ふるさと納税の返礼品等々のありますが、最近ほかの町村等々見ますと体験型というようなものもありますので、ぜひいろんなメニューを検討いただき、増やすよう努力していただきたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 ありがとうございます。三島町でも体験型メニューということで木工体験とか、そういったものは準備しているものの、なかなか寄附のほうには至っていない状況にあります。そういったところを見直しながら、体験型メニューの拡充も検討してまいりたいというふうに思います。

○議長　ほかに質疑ありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番　私が今質問することは、収入と支出という形ではないんですけれども、この監査意見書の中に財政分析主要指数調というやつがあるわけですね。決算書というのは、次の予算に対しての大変重要な資料であると考えておりますので、まずもってここに出ている、前から言われていることなんですけれども、経常収支比率あるいは実質公債比率ですか、今、単年度でいえば17%を超えているわけですね。これ3年平均ですから、まだ12%というような形なんですけれども、これが来年、再来年になったときにどのぐらいのパーセンテージになってくるのかというのは、非常に大きい数になってくるのには間違いないと思うんですけれども、基準は18%ですよ。18%を超えるようなことがあれば、今度、過疎債をやる際には総務省の許可が必要だという形になると思うんですけれども、そうなった場合には、大変、利用するには利用しづらくなるのかなというふうに考えるわけです。

あと、経常収支のほうも大分パーセンテージが上がってきていて、財政の効果ということも考えられるわけなんですけれども、私が今言いたいのは、物品を購入した場合には購入簿というやつは作成していると思いますが、管理簿をちゃんと、これからつくるという話だとは思いますが、必要なときに必要なものを買うというのはごく普通なこと、ただ、必要でないときに必要でないものを買うというのは無駄遣いですよ、はっきり言って。ですから、購入簿並び管理簿というのは大変必要なものであるというふうに考えるわけなんですけれども、今後の予算考えていく上で、やはり大変重要な問題なのかなと考えるわけなんですけれども、町として、こういった数字が出てきているというような、今後考えていく上でどういった考えを持っていらっしゃるのか。いわゆるこのパーセンテージが上がってくるということに関しては、ごく当然、自然と上がってくるものだという考えなのか。それとも、そのパーセンテージを少なくするために今後どのような努力をしていくのか。この決算書というのは、あくまでも今年、令和5年度1年間の事業の成果ですよ、はっきり言って。そういった形をつくっていく上でも、予算これから考えていく上でも大変重要な資料となるわけなんですけれども、そういったものをどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長　ちょっとずれているんだよな。今、歳入歳出の歳入のほうでお願いしているので。（「よろしいですか」の声あり）はい。

○8番　歳入歳出は分かるんですけれども、毎回同じような数字ではなくて、数字が高くなってきているわけですね、実際。その高くなってきている原因をはっきり把握しながら決算書なりなんなりをつくったときに、各課あたりにそういった指導というか、そういったものを考えていらっしゃるのかどうなのか。いわゆるこの数字というものをどのように考えていらっしゃるのかというのをちょっとお伺いしたいんです。

○議長　町長。

○町長　例えば財政比率とか、様々な一つの目安というのがありまして、予算を立てる、例えば令和7年度の予算の基本方針というのを、各職員に私の名前で配りました。その基本方針に基づいて各課が、例えばスクラップアンドビルドだと、スクラップを何にして建てるのをどうするのかと、そういうことを、考え方を議論するということでございます。

常にそういうものを頭に入れながら次の予算を立てていくということで、確かに今回は会津地鶏とか工場とか、あるいは石油の、そういうところを建てたということで、非常に財政の負担が多くなったと。いずれにしましても町の財政というのは、いわゆる本当に使えるのは、独自で使えるのが2割ぐらいしかないんです。だから、あとの大体、三割自治あるいは東京みたいに交付税がもらわなくて自由にできるということじゃなくて、やっぱりそういうものを見ながら、あるいは県の財政課と相談しながら、こういう予算を取れるか取れないかということは内部で議論しながら、悪いところはちょっと削っていくと。ただ、何でもかんでも生活に大事なことは県と相談しながらやっていくということで、例えば今回のコロナの問題とか、あるいは国は2,000兆の借金があるということで、福島県もそうだし、どこの町村も借金のない町というのはあり得ないということで、なるべくやっぱりこの数値を大事にしながら、予算の編成をしていくということが我々の内部の一つの方針でございますので、その辺はご理解願いたいなというふうに考えております。

○議長　　お願いします。

○8番　　分かりました。

私が言いたいのは、結局この財政分析の中で出てきた数字は数字なんですよ。ただ、その数字をどのように捉えているのかというのを、今後どのように考えていくのかというのを町のほうにお伺いしたいというふうな形で、決算書の中身については、私は各課の説明のときに大体聞いておりますので、そっちのほうはあれなんですけれども、やはりこの数字というのは大変重要なものだと考えておりますので、この数字が結果ですから。ですから今後、考えていく上でしっかりとその辺のところも頭に入れて進んでいただきたいなと考えておるわけですので、よろしくお願いします。

○議長　　ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　　それでは、歳入の質疑を終わり、歳出の質疑に入ります。

決算書事項別明細書19ページから最後までを質疑の対象といたします。青木喜章議員。

○2番　　支出、それぞれ課ごとに分かれております。コンピューター関係です。システム保守とかということで委託料、使用料、トータルすれば相当の金額になるかと思います。これらの委託金額等々の契約、入札とか見積り合わせとか、その辺お伺いし、これらの委託料、使用料、少しでも安くという言い方がいいかどうかあれですが、その辺検討されているのか。総額の金額は押さえておられるかが1点目。

そして2点目、昨年度スタンド、それから食肉加工施設、あと何でしたっけ、1億何ぼのあれありましたけれども、そのほか金額はあれですけども、何百万か等々、各工事の入札行っておるかと思ひます。平均の落札率を教えてくださいなと思ひます。

それから3点目、41ページの商工振興費の商工振興事業300万という金額が上がっております。これは多分、補助金審議会に出ている運営補助なのかと思ひますが、ここの内容とともに、補助金審議会では福利環境整備費の内容を確認されたいというような意見書もあります。この辺について説明をお願いいたします。

○議長　　総務課長。

○総務課長　それでは、2番、青木議員の質問にお答えします。

1点目ですが、コンピューター関係のシステム報酬の委託料使用料ということで、上限押さえているかということでございますが、各課においてやはりそれぞれシステムを使っている以上、どうしても保守点検、使用料がかかってきます。どうしてもこれは外せない部分がほとんどでございますので、できるだけ費用を抑制できるように努めてはまいりますが、なかなかやはりどうしてもかかってしまう、運営上必要な部分でありますので、上がることのないようというふうには考えておりますが、そちらのほうで金額は抑制していきたいなとは考えております。

入札の落札率に関しましては、大変申し訳ございません、今すぐの数字、平均、全ての工事となると大量の工事がございまして、それをまとめてという部分でありますので、後ほど青木議員のほうにこちらはお伝えさせていただければと思います。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　今ほどのような質問の41ページ、商工振興事業の300万円のまず内訳というところですが、こちらの使途としましては、まず事業主体、三島町商工会に対する補助金です。その内訳としましては、大きく3つあります。まずは人件費、さらに事務費、そして各種事業における全体的な補助になっています。全体的な補助となっております、基本的には定額補助という形で支給をさせていただいております。

次に、補助金審議会での意見書の内容ですが、まず補助金審議会での意見書の中では、福利環境整備の内容を確認されたいというところです。この福利環境整備の内容といいましますが、人件費の中のいわゆる厚生年金、退職金の事業者負担分、こちらが内容となっております。

以上です。

○議長　青木喜章議員。

○2番　今の説明ですと、結局、商工会として厳しいから補助をする、そういう認識でよろしいですか。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　運営が厳しいというよりは、さらに町の商工業を発展させていただきたい、いわゆるプラスの状態に持っていただきたいという部分での補助になります。

○議長　ほかに質疑ありませんか。6番、大竹議員。

○6番　令和5年度の決算の審議ということで、ざっくりであります、質問させていただきます。

令和5年度、町としては長期計画を基にいろいろな事業を行っております。私たち議員もその都度説明を聞いて、賛同し、事業が進めておられます。そういった中で監査のほうからも指摘がありました、近年、公共投資の増加によって財源としての町債が増えていると。これは誰もが質問しているところでございますが、今までの町長さんの中で、これほど町の財源を使ったのも矢澤町長が一番ではないかと思うところでございます。そういったところで町長に質問しますが、令和5年度、いろいろ建物を計画等を立てながら建ててきましたが、町債がこれほど増えて、これからこの町を考えますとかなり、大丈夫だと言

いながらも、人口も減りますし、逼迫していくのは間違いなくあると思います。そういったところで、先ほどの町長、歳入で答弁なされましたが、私の基本方針の下に各課が動くとおっしゃっていましたが、今後、町長としましては、いろいろな公共投資、こういうのを抑えながら進むような基本的な考えはございますか。

○議長　町長。

○町長　公共事業の物事の考え方ですけれども、例えば国も県も町もそうですけれども、その流れの中で公共事業を実施するということで、そして例えば空き家の改修をやりたいと、そういう流れで予算を取りながら実施していくというようなことで、そこに今度補助金がつくということで、ある面ではお金をためるのは、行政というのは入るもの何ぼと決まっているんですよ。そして、出るものは何ぼと。だから、ある面では経営という視点が非常に欠ける、例えば1億入ると1億使うということで、ためるというか、特に公共事業なんかは、うちなんかは農林業の振興とか、今は今度は林業の振興ということで中心になっていますけれども、であれば、そこで働く人が非常に多くなっているということで、そこにやっぱりお金を、国の流れに沿って必要なものは町でもやっていくという手法でやっているわけなんです。

そうしますと、ある面では、例えば先ほどコンピューターの問題出ましたけれども、私がちょっと若い頃、全学校にコンピューターを位置づけるということで図書室を改修して、全部、森総理大臣のときやったんですけども、1年ぐらいはずっと続いたけれども、その後ペしゃった。やっぱりある面で国はコンピューターで、今もそうなんですけれども、その辺ずっと見ているんですけれども、コンピューターを導入しながらやはり景気をよくしようとか、あるいはこういう産業を景気をよくするために、例えば自動車にそれこそ50億も80億も補助金を出すと。そういうことが主に役場というか行政の大きな考え方だと思うんです。その流れに乗って、やはりある面では10億入っても、ある面では7億ぐらい使って3億は次の事業に置けるということで、例えばこの数字を見ながら、あるいは県と相談しながら、あるいは財源が、例えばいろいろな起債ありますから、そういう有利な起債を借りながら事業を展開しているということでございますので、恐らく心配だとは思いますが、でも、しかしながら、ある町村では金どんどんどんためて何もやらないというのがいいのか、それとも、ぎりぎりまで仕事をやりながら雇用の場をつくっていくのがいいのか、あるいは産業の場をつくっていくのがいいのかということで、町としては判断しながら実施しているということでございますので、先ほど、今回は6億の事業をやったもので、なかなか大変だと思いながら、何ら次の事業は、それは一つの雇用の場、あるいは地方創生の中で地元の自分の足元の泉を掘るということで、とにかくスタンドが必要だ、あるいは木の活用が大事だということで、そちらのほうにある程度の事業の整理をできましたので、そういうことを含めてやっていくということで、先ほど商工会の問題が出ましたけれども、商工会もやっぱりなかなか大変だということで商品券をどんどんどん、ある面では国も出すし、それに基づいてうちのほうも出して、そして地域循環共生圏とか地域にお金の下りるような形をつくるというのが、役場の本当は大きなことでございますので、そういうことを含めていろいろな角度から、少ないとか多いとかということも大事

にしなきゃいけないんですけれども、そういうことを含めながら、地域に金が落ちるような、そして地域の人が地元で買うような仕組みをつくるというのが大きな我々の役割ですので、その節もいろいろご心配あるとは思いますが、しかしながら、私は見る限りはまだ県といろいろ、県の指導を受けながら、あるいは隣接町村の指導を受けながらやっていくということでございますので、もう勝手にやっているわけではないですから、その辺はご安心いただきたいと思いますというふうに考えております。

○議長 大竹議員。

○6番 町としては、やはり住民に対するサービスが一番であります。それに対して計画を立てて、予算を立てて動いているわけです。ただ、逼迫しているのは間違いありません。町長の一声で、各課いろいろ補助金等を探して事業が進んでいくわけでありまして。あまり無理なさらずに、ためるのも私はいいいのかなと、そういう考えもございます。あんまり頻繁に、今後も計画が、例えば計画に載っているのか分かりませんが、防災関係、その他もろもろ、いろいろなこれから施設を建てるか建てないかはまだ分かりませんが、ございます。そういったのも無理くりやるものでもないと思いますし、そういったところをじっくり考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号、令和5年度三島町一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は認定することに決定いたしました。

◎議案第50号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第3、議案第50号、令和5年度三島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 町税と同じように、収入未済額というのは結構あるわけですが、これに関しては担当のほうでいろいろ努力をしてやっていると思います。それと同じように、支出のほうでは不用額が多いような事業もあるわけですが、予算の段階では、その予算を取って事業をやる際に、事業をやって不用額が出る、ある程度の不用額は分かるんですけれども、結構大きな金額が出ているという形で出ているわけですが、これは健康+10とかいろいろな事業をやっているその成果が出たの不用額なのか、それとも何か理由

があるのか、そのようなところをお伺いしたいと思います。

○議長 町民課長。

○町民課長 国民健康保険税特別会計の歳出の不用額につきましては、主に医療給付費分の金額でございます。こちらについては、令和5年度の医療費の状況を常に町としては把握調査し、それに合わせて予算を確定して予算を計上して行っているものでございます。今回、不用額が多い主な原因としましては、今ほど議員おっしゃるとおり医療給付費が思った以上にかからなかった。つまり、病院等にかかる方の費用が予想以上に低かったという形の結果でなっております。まさしく、少しずつではありますけれども健康づくりのほうに力を入れておまして、その結果、国民健康保険加入者の医療費が少しずつ減ってきているというものがございます。

しかしながら、当町は少ない人口の中での少ない被保険者で行っているものがございます。例えば、大きなけがをして入院したと、大きな手術をするとか、そういった場合についても、1人当たりの費用額というのは大きくなりますので、そういったことも考慮しながら、今後も予算のほうの管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長 ほかに質疑ございませんか。五十嵐健二議員。

○8番 医療交付が少なくなるというのは町にとっても大変いい状況ではないのかなと思いますので、今後とも努力をしていただきたいなというふうに考えます。今回、医療交付が少なくなった時点で次年度、次年度のことですからそこまで心配する必要はないのかなと思うんですけれども、次年度の予算に影響するようなことはあるわけですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 特別まだ今のところ、次年度というか今年度の予算には影響するというものはございません。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第50号、令和5年度三島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は認定することに決定いたしました。

◎議案第51号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第4、議案第51号、令和5年度三島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第51号、令和5年度三島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます

よって、議案第51号は認定することに決定いたしました。

◎議案第52号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第5、議案第52号、令和5年度三島町路線バス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第52号、令和5年度三島町路線バス事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます

よって、議案第52号は認定することに決定しました。

◎議案第53号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第6、議案第53号、令和5年度三島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第53号、令和5年度三島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます

よって、議案第53号は認定することに決定いたしました。

◎議案第54号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第7、議案第54号、令和5年度三島町介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番、青木喜章議員。

○2番 介護保険料の収入未済、介護保険料は年金から引かれるから、収入未済って出るんですかね。

○議長 町民課長。

○町民課長 介護保険料につきましては、ほとんどの方は年金から引かれるというのがございますけれども、ある程度の年金収入が少ない方については普通徴収で行っておりますので、そういった方々についての未納というのは発生するということが想定されます。

(「分かりました」の声あり)

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第54号、令和5年度三島町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は認定することに決定しました。

◎議案第55号の審議（質疑・討論・採決）

○議長 日程第8、議案第55号、令和5年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第55号、令和5年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は認定することに決定いたしました。

◎議案第56号の審議（質疑・討論・採決）

○議長　日程第9、議案第56号、令和5年度三島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長　討論を終わります。

これより議案第56号、令和5年度三島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本案を認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は認定することに決定しました。

以上で令和5年度三島町一般会計及び特別会計の決算に関する議題が終了いたしました。

ここで菅家壽一代表監査委員に退席をいただきます。お疲れさまでした。

お諮りいたします。

休憩を取りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、11時まで休憩といたします。（午前10時50分）

◇

◇

◇

○議長　再開いたします。（午前11時00分）

ここで、追加議案の提出があります。

◎議案第57号の審議（説明・質疑・討論・採決）

日程第10、議案第57号、三島町教育委員会委員の任意同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由及び説明を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長　質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第57号、三島町教育委員会委員の任命同意を求めるについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり同意されました。

◎議案第58号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第11、議案第58号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由を求めます。町長。

(町長、議案書により説明)

○議長 続いて説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番、大竹克昌議員。

○6番 この条例であります、私たち議員も、それなりの流れというか説明は聞いておりました。そういった中でこの事案が起きた、またこういうふうな結果が出たという流れといえますか、そういったところは私自身は理解しておるところでございます。

今回、このように課長職からここに出席されている皆さんが全員立って、すみませんでしたと頭を下げるのは初めてなのかなと思って、いかに重いことが起きたのかなと今実感しておるところでございます。矢澤町長が、矢澤源成氏が町長になって、このように給料改正、これで3回目でしょうか、4回目でしょうか、前の町長もその前の町長も行っておりました。これは職員の作業ミスや書類上のミス、そういったところで今までは起きておりました。減額の中身もほぼ変わっておりません。その辺は、そのたび議論されながらそういうふうになっておりましたが、今回この三島町ができ、初めての事案ということで、今回、町長、副町長の給料を下げるという議案提出なされておりますが、この30%減という条例であります、何を基に、どのようにこの30%という数字を出したのか、お伺いいたします。

○議長 答弁を求めます。副町長。

○副町長 私、職員の分限及び懲戒に関する審査会の会長を務めております。こういう処分決める上で町長に具申する立場にあります。その中で町長とご相談しながら進めているわけですが、今般の給与減額といえますか、この30%の6か月というのはどこから出たかというご質問だと思います。過去の事例、条例を見てもらうと分かると思いますが、30%減の3か月というのが今までの最大の減額です。今回、懲戒免職なんです。懲戒処分では最高の処分です。そんなこともございまして、三島町ではそういう事例がない。先ほど言いました今までの最大の減額率に、今回、監督者、課長、係長職の者も減給させてい

ただいて、期間が1か月から5か月という形になっていますので、職員も最長5か月分処分を受けるということなので、それを超えるように6か月というようにことで相談させていただいたところでございます。

○議長 大竹克昌議員。

○6番 課長さんはじめ係長も減給という事案であります。今議会であります。改めてお聞きしますが、どのような経緯でこのような事案が起きたのか、ざっくりでよろしいのでご説明願います。

○議長 副町長。

○副町長 審査会の中でいろいろ論議してきておりますので、まず経過概要でありますけれども、平成28年から令和5年度の8年間におきまして、免職した当該職員が公費で購入した公有物を横領・窃取し、自宅等で使用していた事案であります。

横領・窃取の金額等につきましては、8年間、被処分者が担当していた会計の公有物購入において、伝票を操作して、発注した商品と別のものを業者に納品させ、それを私的に使用していたと。今回の事案で横領・窃取した公有物金額については、8年間において4社から総額345万1,000円となり、内容について主なものは、パソコン、プリンター、タブレット、携帯電話、カメラ、ドライヤー等々のものが認めております。

経過も説明させていただきます。まず、令和5年5月から公有物の大量案件がありまして、当時の係長が使用用途確認ということで、被処分者が主張する箇所で物品確認を行ったんですが、全部は確認できなかった。いわゆる一遍に物を買ったので、ちょっとおかしいなという感じだったそうです。確認したけれども、全部の物は確認できなかった。昨年の令和5年7月、係長が被処分者業者に関して、担当予算について被処分者が受け持っている会計でございますので、その処理を令和2年まで遡って調査したところ、1つの業者に購入が集中していたと。その業者に聞き取りを行ったところ、伝票処理内容と納品が違う物があるとの証言が得られております。さらに、伝票処理上は支払いが完了しているが、物品未納の金額もあるということで確認されたと。この行為は平成28年度から行われていたということでございます。被処分者が関係した公用物購入リストを業者のほうから提出をさせた。令和5年12月には、その提出されたリストから、本人から物品未納についての聞き取りを実施し、その結果、注文品と納品物が違うことを本人が認めました。

そのほか、業務に無関係の物、大量に購入された物について被処分者に直接確認し、その状況を説明する顛末書を提出するよう指示しました。被処分者より、発注と納品が違うことを認める顛末書が提出されましたが、その時点では横領・窃取については認めておりません。さきの業者と被処分者が関わっているさらなる詳細リストの提出を業者のほうに依頼しまして、今年、令和6年1月、業者から被処分者関係物リストを再提出させ、発注と納品が違う物について被処分者へ再度確認し、横領・窃取がないかを確認したところであります。そのリストから、6年2月、今年の2月に本人が横領・窃取を一部認めたということでございます。

令和6年3月に今までの経過が判明したということで、町としては職員の分限及び懲戒に関する審査会を開催し、今後の対応について協議、情報を共有したというところであり

ます。

今年の6月、あとネット通販についても購入履歴が相当数ありましたので、被処分者に横領・窃取の有無を確認。当初は否定しておりましたが、状況確認及び今後の対応について聞き取りしていく中で、自ら横領を認めたと。これにより、さらなる横領・窃取の確認調査を実施したところであります。職員の分限及び懲戒に関する審査会を継続して開催しまして、職員の処分については、過去に事例のない事案のため、損害額確認調査、弁護士への相談、処分内容協議に時間を費やしたところでございます。

横領・窃取した公有物についてでございますが、被処分者は、横領・窃取で得た公有物については自宅へ持ち込み、個人的に使用しておりました。今回この事案が判明したことを受けて、横領・窃取したと認められる当該金額345万1,000円に関しては、被処分者より返還する旨を記載した念書の提出を受けており、全額返済されてございます。

事案の発生原因と対策ということで、事案の発生原因としまして、会計処理上の消耗品納入、検収、確認につきましては、伝票と商品を厳密に突合させないことがあった、書類上の確認でとどまったことが今回の事案に至った主な原因です。今回の事案は当町にとっても前例のない事案であり、町政に対する信用と信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されることではありません。全職員に対し、公務員としての倫理の確立、服務規程の遵守、綱紀粛正の徹底を周知し、物品購入、検収、在庫管理の在り方について、再発防止に向けチェック体制のさらなる強化を図ってまいります。これら一連に財務規則に基づいた業務を徹底することはもちろん、内部通報制度の設置準備も含め、これらを含めた職員研修を進めてまいりたいと思っております。

あと再発防止策、具体的なところになります。こちらは今後も詰めていきますけれども、今回、直接これが原因でこういう事件が起きたという直接の原因でございますが、物品購入時の事前協議。物品購入時に、担当者は品目、数量、用途、予算等について課長、係長に事前に協議の上、承認を得てから購入手続を行う。

物品納品時の検収。物品納品時に検査員である課長、係長が必ず納品された現物と納品書の照合確認を行う。

物品の保管管理です。物品管理者である各課等の長は、物品取扱い員を設置して、所管物品の受払簿を作成するとともに定期的な在庫確認を行い、物品の適切な保管管理を徹底する。

予算の執行管理。今事案には物品に限ったことではなくて、全ての予算科目で発生することを自覚し、担当職員が自ら予算管理を掌握し、遂行していくことはもちろんであるが、課長、係長を中心に定期的な予算管理とチェック体制を構築していく。

あと、今回の事案発表の時期でございます。今回の事案に関しては、当町でも前例がない事案で、期間も8年前からと長期にわたっており、その発生経緯や金額確定等において詳細な調査が必要だったと。また本事案には、関係する職員等への聴聞等も対象職員が多数となったため、この対応にも時間を要したと。さらに、重大な事案であることから弁護士への相談も必要と考え、慎重に対応してきておりまして、この時期となったということでございます。刑事告訴については、今後弁護士とも相談しながら検討してまいりたいと

考えてございます。

大変失礼しました。一番、処分の内容でございました。当該職員につきましては、主査30代1名、懲戒免職です。これは公有物の横領・窃取ということでございます。監督管理者、当時の課長職3名、減給10%、1か月から4か月。当時の係長3名、減給5%、1か月から5か月というふうに処分させていただきました。

○議長　大竹克昌議員。

○6番　我々議員はその中身については聞いておりましたので、いろいろ話合いもなされましたし、そこは理解しております。ただ、この30%減、これが正しいのか悪いのか私にはなかなか、今まで言えばかなりの額の減給になる。それだけ反省している、また課長さんはじめ係長さんも、生活もありながら減給になされるということで、ある意味大変なのかなとも思いますが、簡単に言えば、今回のこの事案はただ単に物品を確認しなかった、そこから始まったわけでありますよね。そこに持ってきてパソコンでのいろいろな操作があつての分からない状態でなったというふうに私は理解しておりますが、いつ起きてもおかしくなかった事案であつて、やはり慣れが生じたところに起きたものであったと私は思っております。

前の一般質問でも行いましたが、言葉悪いんでしょうが、人は人間を信じて仕事は信じるな。これは町長さんから教わった言葉であります。まさにそのとおりなのかなとも思います。ぜひ部下の、信用しながらも仕事をよく見ていただいて、今後こんなこと起きないようにしていただきたいと思っております。

また、今回その1名の男性の方ですか、元職員。もう悪い犯人のようなイメージがありますが、これが当時その場で、ちょっとしたもので見つかっていれば、その方も厳重注意、そのくらいで済んで助かったのかなと思います。今後、本当にこういうことがないように努めていただきたいと思います。

町長さんにおかれましては、町長さんが町長になり、陳情や他の市町村との外交、広域的な連携、そういったところで一生懸命外で動いておられるのも私は見ており、理解しております。そういった中で、この役場を守るために副町長を置いて行政を行っておるところであります。町長さんにおかれましては、足元、一番大事である足元、この役場の中でこういったことがあまり続くと、やはり責任者である町長さんにとっては町長の責任になるわけです。今回の条例、給料の減給、こういう形しかないのかもしれませんが、今度起きたら辞職しますくらいの、減給しなくてもいいので、そのくらいの言葉なんていうものはないでしょうが、決意を表明していただいて、今後一切起きないようにしていただきたいと思っております。

○議長　町長。

○町長　決意というか何というか、副町長から、委員長からこの話を聞いて、非常にずっと5月頃から人生が面白くなくて、ほとんど仕事以外は、土曜日、日曜日は本読んでも面白くない。何か非常に、それは町民に迷惑かけた、あるいは課長さん、係長さんたちに迷惑かけたなということで、先ほど大竹議員申し上げましたように、本当に土日ないぐらいに東京に行ったり、仕事ですけれども、仙台に行ったり、いろいろな折衝をしながら、

いい町をつくりたいなという願いながらですけれども、こういうことが起こるということは、先ほど申しましたように私も入ったばかりの頃、人は信じてもいいけれども仕事は信じるなということが大先輩に教えられながら、ずっと来たわけです。いや、そんなことないべと言いながら、やっぱり役場に入る職員というのは、ある面では人格的に、あるいは見識的に優れているというふうに感じておって、任すということで来たというのが現実でございます。

しかしながら、やはり最高責任は私でございますので、そういうことを含めて、今後こういう再発が起きないように、先ほど副町長が申しましたようにしっかり事務的なことを進めながら、しかしながら、やはりあんまり進めると笑いが無い職場になりますので、ある面では課長さんたちも、あるいは係長さんたちも、もうちょっと様々な角度から人を考え、あるいは仕事を考えながら進めていただきたいなというふうに考えております。当然、それは私に返ってきます。私もそういう視点から、今後、再発がないように、しっかりやっていきたいというふうに考えておりますので、本当に今日は、すみませんでした。

○議長　ほかに質疑ございませんか。河越昭利君。

○5番　今、懲戒審査会の結果、説明いただきましたが、先ほど大竹議員もおっしゃっていたように、全員協議会のほうで説明は受けておりますが、まだ私納得できていない部分があります。それでちょっとお聞きしたいのですが、ほかの議員から、操作した伝票、これを見せてもらいたいという話があつたときありましたが、あつたときは公開できないということでした。まずその理由をお聞かせ願いたいです。

○議長　副町長。

○副町長　たしか、菅家議員のほうからありました。今はできないんじゃないくて、そういう照合をしていなかったんです。この事案が、役場に残っている納品請求書が書換えになっているということなんですね。それが別なものが入っているということなので、伝票というのは、先ほども私経過の中で言いましたけれども、業者からのリストによって判明しているものですから、その業者のリストとその証書の照合について、今その部分について見せられるようにはなりましたので、終了後になると思いますが、それについてはお目通しいただきたいなと思っております。

○議長　河越昭利君。

○5番　その伝票の件に関してなんですが、役場のほうではそういった伝票の保存期間というのが、私もちょっと民間の企業に勤めていたわけですが、3年とか5年ぐらいではないのかなと思うんですが、8年前まで遡れたというのは、相手側の業者さんからそのリストをもらったということで、相手側ではちゃんと確認していたということでしょうか。

○議長　副町長。

○副町長　まず、前段の書類の保存期間は、役場では会計の書類は10年間です。その中で、先ほど申し上げましたように業者さんの台帳によって、注文を受けたものと出したものと、その台帳がありますので、その中で確認できたということでもあります。

○議長　河越昭利君。

○5番　　そこですが、業者側の責任についてもお伺いしたいと思います。前の説明会のときでは、業者の責任がなく、むしろ被害者であるという町長のお話がありました。業者は被害者ということではないと思います。共謀とまでは言いませんが、加担していたと私は考えます。であるならば、それ相応の処分というものも必要になってくるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長　　副町長。

○副町長　　確かに結果を見ると、その業者さんがいなければというか、こういうことをしなければというようなこともあるんです。その業者を呼んで、うちでも聴聞させていただきました。業者の立場とすると正当なというのか、書類を書き換えたりしているから正当でないというのは承知しているんだけど、商いをするに当たってはやっぱりそういう、三島に限らず、そういった取引も実はあって、三島の場合ちょっと金額が多いんだけどもということで、業者のほうとしても今後の契約とか付き合いがあるので、その要望には応えていたということです。ですから、その職員と共謀してだましてやろうとか、そういった行為はなくて、むしろ先ほど言いましたように、職員のほうからこれ書いてくれとかいうような依頼があって、断り切れずにやむなくやったようなところもございました。

あと、その業者についても、今回の発覚したというのはまさしくその業者さんの資料なんです。そこから始まったということもあって、先ほど言いましたように悪意を持って共謀してというようなことは一切感じなかった、読み取れなかったので、我々としては今までどおりお付き合いできればなというふうに考えていたところであります。

○議長　　河越昭利君。

○5番　　続きまして、この公表の時期のことですが、処分が8月31日に決定しております。町の資料をちょっと見させてもらったんですが、懲戒処分に関する規定というものには、処分が確定後、速やかに公表するというのも書いてありますが、なぜ、議会では今話になっていますが、一般の町民の方にはまだ公表になっていない。これはなぜ13日になったのか、その経緯を説明をお願いします。

○議長　　副町長。

○副町長　　具体的には、まず、公表する行為というのはこれ初めてです。公表するのが免職と停職の場合は公表するという決まりがあるので、実はそれが初めてだという経験と、あと、その公表の仕方とかタイミングというのが、先ほど言いましたように経験がないので、いろんな情報収集しながら。そうするとやっぱり、ある程度資料をまとめていないと公表した後に対応がし切れないというのがあったので、庁内で、例えば今私が読み上げたものについてはホームページに載せる、あるいはプレスリリースするということで、一応そういう調整をした上で、8月31日から今日になったということで、決して隠そうということじゃなくて、公表するために一番混乱しない時期がいつかというのを探っていました。やはりその前になってくると、多分、議会も定例議会があったので、議会の運営に支障が生じるんじゃないかという心配もあったので、今回、追加議案して、終わりましたら公表というような形で考えていたところであります。

○議長　　河越昭利君。

○5番 議会の混乱というお話も今ありましたが、すぐに公表していただければ、この短い時間ではなくて、議会の中でもっとこの審議ができたのではないかと思います。処分決定した後にすぐ発表していただければ。なかなかもうこの話をお話しできるのは今の時間しかないと考えておりますので、今疑問に思うことはもう一つ聞かせていただきますが、この刑事告訴の件についてしたいと思います。

弁護士に今相談されているということでしたが、もう横領ということは立派な犯罪でございます。これをなぜ刑事告訴しないのか。まして、今前例のないことが三島町で起きたわけで、まだはっきりはしていませんが、もし刑事告訴をしない。例えば三島町では横領しても刑事告訴されないんだという悪い前例をつくってしまうことになると思います。でするので、ここはしっかり対応していただきたいと思いますが、それについての考えをお願いします。

○議長 副町長。

○副町長 私のほうで今お話ししたのは、刑事告訴については、今後弁護士とも相談しながら検討していくということでありまして、まだ具体的に弁護士さんにこのことについて相談はしておりませんので、今後相談していくわけです。そして、先ほども申し上げましたように損害額といいますか、本人からの弁済はなっている。免職にはなった。それで、今後どのような状況の変化とか大きなことがあるかもしれませんけれども、そういうのを見極めながら、弁護士さんと相談しながら対応していきたいと考えております。

○議長 2番、青木喜章議員。

○2番 何点か質問しようかと思ったことが前に出ましたので、一つ。

この期間、そして金額等々考えた場合、先ほど業者の方との関係はありましたけれども、全くこの方1人でやったのか、それとも役場庁舎内で協力とか教えたとか、そういう方の調査はされたのかどうか。

そしてもう1点、このことについて今、時期の問題、話出ていますけれども、多くの町民の方がもう内々知っているやにいろいろうさを聞きます。私も一般質問でコンプライアンスの話しました。この方の問題じゃなくて、役場庁舎内から話が出なければ、町民の方は分からないわけです、今まで、今日まで、この時点まで。それがなぜ町民の方はいろんな、うわさだと言えぱそれまでですけれども、極端に言えぱ名前まではっきりしたようなうさを聞くわけですから、結局、役場職員に対してのコンプライアンス、情報漏えいに、極端な言い方ですけれども、職員のコンプライアンス、もう一度その辺、今さらと言えぱ今さらになりますけれども、しっかりやっぱり守秘義務、役場職員はあるはずで。この辺について再度といいますか、決意といいますか、しっかり職員教育をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 副町長。

○副町長 まずこれ多分2点あったと思います。

1点目が、期間とか金額とかあって協力者がいたのかということでございますが、まず協力したというか、一緒にこれをやったという職員はおりませんでした。そして、あとむしろやはり、今説明した中で係長が実際に調べたとなってますけれども、係長のほうに

はやはり周りの職員から、ちょっと消耗品の買い方粗いんじゃないですかというような話があって、係長がそのことを心に留めていて調査というのが始まったということなので、協力者ということではむしろなく、内部の同僚からも、やはりそんなふうに見られていたというか、そうだったという情報が入っていたというのがあります。

そしてあと、情報漏えいのお話なんですけれども、うちのほうでも当然、懲戒処分というのがありまして、懲戒処分の基準の規定がございます。これは例規集にも載っておりますけれども、三島町職員の懲戒処分の基準等に関する規定ということで、先ほど言いました中だと、いろんな区分ありますけれども、一般服務、仕事上の中でのことなんですけれども、例えば秘密漏えい、こういった場合だと、職務上知ることができた秘密を漏らし公務の運営に支障を生じさせた職員で、減給または解雇。さらに重いのは、職務上知ることができた秘密を漏らし公務の運営に重大な支障を生じた職員については免職または停職。そしてあと、個人情報保護義務違反というのもございまして、個人情報のデータ改ざんと不適切な情報処理により個人の人格的利益を著しく侵害した場合は、停職または減給というような基準がございますので、これらは職員に徹底して、先ほどの再発防止ではないんでしょうけれども、職員研修ですとか、あと内部告発ですとか、そういったような制度も使いながら、情報の漏えいですとか、そういったことが起こらないように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長　ほかにございませんか。菅家三吉議員。

○3番　今ほど大まかな説明、副町長のほうからいただきました。原因としましては、担当係長及び課長の納品時の検収する際の、いうなればヒューマンエラーだということなんですけれども、発覚が令和4年から発覚している、「5年」の声あり）令和5年、でも調査が入っているのはもう4年から、「5年から」の声あり）令和5年、すみません。なので、変な話もう1年以上、そういう不確定な状態からもう1年以上たっていますけれども、現在、ヒューマンエラーを解消するために庁内ではどのような動きがされているか教えてください。

○議長　副町長。

○副町長　お話の中でちょっと気になったところがあったので、去年の5月に不審だなどと思って動き始まったという話です。実際には、経過の中でもお話ししましたが、今年になってからそれを認めたという話でありますので、そこから始まっているということになりますので。

それとあと、先ほど再発防止の話しましたので、いわゆる私、再発防止で具体的に直接な原因になった物品を購入して監督、検収する者がしっかりと検収する、これは財務規則で決まっていることです。決まっていることを、やはり書類だけでチェックしてしまった。業務が忙しいとかそういうのがあると思いますけれども、やはりすべきことはなくてはいけないということで、それを徹底させるということで考えておりますので、職員の研修も含めて、そういったことを強くやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長　菅家三吉議員。マイク使ってください。

○3番　ということは、口頭での指導というか、副町長からの管理職への指導の状態だと

ということなので、明確な例えば変革というのは恐らく、もちろんその業務上しなきゃいけない、必ずしなきゃいけないことが落ちていたというのも、それがヒューマンエラーだと思うんです。やらなきゃいけないけれども、忙しいから判こをついてしまう。物を見ないけれども判こをついてしまうというのが、もう8年も続いてしまったと。これ多分異常だと思うんです。やらなきゃいけないことを8年間続けてそれを監督していた町長だったり副町長だったりという、そういうのがもう8年続いてたというのは異常だと私は認識しております。

今多分、副町長がおっしゃったように厳重に指導していくということでは、恐らく変わらない。皆さんこれ常々、日々忙しい仕事していらっしゃると思うので、本当に流れ作業のようになってしまうことが、それが常になってしまうというのが続いていた結果がこれだと思うので、明確に何か変えなきゃ、みんなで本気で知恵を絞って、どうしたらしっかりチェック体制取れるかというのを今現状できていないようなので、早急に何か示していただければ、町民の信頼回復にはちょっと遠いかなと認識しております。

もう1点、すみません。代表監査からも意見書の中にありましたけれども、私も監査をさせていただいて、備品台帳等々、私も今年度の決算の際に見させていただきました。相当昔のものが台帳に載っているんですけども、物はもうない。実際、ちょっと前のものでも備品の台帳がないとか、該当物品にシールがないとか、そういうものがあるという状況でございます。早急にその辺をしっかりと整理して、全職員が備品台帳を一本化して、あの台帳の中では課ごとにちょっと違うシステムを使っていたりと、まだ一本化されていない部分も見えたので、ぜひとも早急に一本化させていただいて、それこそ管理職の皆さんが定期的にしっかりとチェックし合うとか、そういう時間をつくっていただいて、おかしくないか、この伝票ちょっとおかしくないかとか、なかなか忙しい中では大変だと思いますけれども、犯してしまっただけでこういう事態になってしまっておりますので、ぜひともそういう姿勢を見せていただければなと思います。

以上です。

○議長 答弁はいいですか。（「お願いします」の声あり）副町長。

○副町長 やることをやっていなかったということであります、今まで。だから、やることをやらせるというふうにします。それでないと、いわゆる再発防止にはなりませんので、それはやらせる。それは忙しくなってもやらなければいけないことなので、やらせます。

あと備品台帳については、やはり指摘のとおり、特に監査委員さんの皆さんからもあったとおり、昔の、それこそ昭和何十年代の話のものもあったように記憶していますので、現実的にこれはないなというのは分かりますので、これはある一定の時期を見計らって一斉に見直しを図っていきたい、今の状態に合わせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 ほか質疑ございませんか。8番、五十嵐健二議員。

○8番 やはりこれ、起きてはならない問題だと思います。それでお伺いしたいのは、いろいろな議員からも質問出ていましたけれども、物品購入する場合には、物品購入簿というか、そういうものに記載して購入するんだと思います。それで先ほどの説明では、物

品購入、その品物を買わないで自分の私物を買っていたという説明だったんですけれども、それはあれですか。物品購入簿にしても請求とか領収書にしても、みんな偽造していたという形で捉えていいわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 再発防止の中で、確認していなかった、物品管理者取扱い員を指定して台帳をつくらせる、管理させるというのも財務規則であって、これもいわゆる今、実際には聞いていない、物品台帳というの、物品台帳つくる要件もあるんですけれども、ある程度大量に買った分については管理するんですけれども、買ってすぐ使うものについては台帳は作成しないでそのまま使えます。そういうことがあって、できている部分というのがほとんどありませんでした。ただ、出納室のほうで消耗品の数のチェックとかはやっていますけれども、そんなような形骸化していた部分があったので、やっぱり規則どおり、物品台帳も物品取扱い員を指定して、物品台帳をつくって、その管理、出し入れさせるということで、再発防止をしていきたい。今までやっていないことを確実にやるというのが、今一番やらなければいけない再発防止だと思っていますので、規則どおりにしっかりとやらせていきたいと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 私が確認したいのは、いわゆる物品購入すべきものを買わないで、自分の個人使用のものを買ったときに、それは領収書とか何かはその品物で出ているわけですか。物品購入したものは、本当は本来、物品購入するものを購入しなければならないはずなのに、それを購入しないで別なものを買うということは、購入したという事実がないわけですよね。ないんですけれども、領収書とか請求書というのは町に出さなきゃならないわけですから、そういったものはどういうふうに、私物化したもので領収書とか請求が出ていたのかどうなのか。その辺のところをちょっとお聞きしたい。

○議長 副町長。

○副町長 これも業者のほうの台帳になりますけれども、先ほど言いましたように、役場にある書類というのは、当事者が業者に指示して、例えば紙何個とかボールペン何本だったとか、そういった納品請求書を書いてくれということで指示して、あとその物は、いわゆる先ほど物の確認していないからと言ったのは、その物が入っていないくて違う物、例えば何か違う物ですね、紙とかボールペン、納品請求書いた以外の物で納まっている。ただ、それはそれで業者はその当事者のほうには出しているはずで、業者のリストには出した物についてあったので、それは本人に行っている。ただ、役場に残っているのは、先ほど言いました指示した納品請求、領収書。基本的には納品請求あれば支払いかけますので、その納品請求が指示してつくったもので納まっているので、役場としては払っているんですけれども、実際は違う物が収まっているという状態であります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今の説明ですと、やった本人は、やはりそういうことを知っていてやっていたんだと思います。それで8年間続けても、それは業者のほうからのそういった報告で、役場のほうでも気がついて調べ始めたというのでよろしいんですね。それがもし業者のほ

うから連絡がなければ、このままずっと続いていたというような形になるわけですか。それとも、役場内でどの時点で知り得たのかというのは、私もちょっと詳しい話は分からないので聞けないんですけども、業者からのそういった内容の報告がなければ、町ではずっと分からないで、そのまま継続していくような形になっていたわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 そうですね。そのまま続いていたかどうかというか、私一番経過の中でお話しました、去年の5月頃、係長が不審に思ってと。係長が不審に思うのは、周りの職員がやっぱり気づいて、おかしい、どうも消耗品の購入の仕方がおかしいんじゃないかというのが係長のところに来ていて、それで係長が動いたということなので。ただ、この横領・窃取したという確証は、その業者のリストです。役場に出した納品請求と納めた納品書というか、それが違うというのは業者の台帳で分かったわけでありますので、気づかなかつたかと言われると、たしか気づいていたとは思いますが。違う形で気づいてはいたと思います。ただ、確証を持ったのが、先ほど言いましたように業者からの台帳だったので、それで確証を持って進めたということなので、ずっと続いていたかと、その周りの職員もそんなことも言わないで、あるいは係長もそのこと気にしていなかったら、ずっと続いたかもしれないという事例だと思います。

○議長 ほかに質疑ございませんか。吉垣議員。

○7番 これまでのお話を伺って、役場の中の仕組みとして、そういったことができたということがあったんだと思うんですけども、その元職員は、そもそもなぜそういうことを続けてきたのですか、そういった理由みたいなものというのは把握されていますでしょうか。

○議長 副町長。

○副町長 何度か本人からの聴聞もさせていただきました。その中では、時間外手当、これについて自分が認識している時間外手当のつけ方と、周りで時間外をつけるつけない、課長、係長いますから、その認識の違いというのか、そういうのがあったみたいです。もっと僕はしているつもりなんだけれどもというので、何かずっとそれは不満に思っていたということなんです、それが直接的にこっちのほうに行ったかというのは確証は取れませんけれども、それはすごく不満に思っていたというふうに思っております。

○議長 ほかに質疑ございませんか。五十嵐健二議員。

○8番 そうするとあれですか、いわゆる超過勤務手当が少ないというふうに感じていて、それがいわゆる今回やった動機になるわけですか。それが動機でよろしいんですか。

○議長 副町長。

○副町長 そのためにやったというところまではあれでしょうけれども、話を聞いていると、そういう不満を持って、その時間外、先ほどのずれの部分は、じゃあ物でもらおうとかということも言っておりましたので、多分そういった時間外関係の認識のずれというのは、この事案のやっぱり動機なのではないかなというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 いろんな職員の中での問題ありますよね。そういった問題の一つがこういう事件

に発展するというのは、非常に残念なことだと思います。それで、その課の中でそういった相談を受けるとか、相談したというような事実はないわけですか。今の問題起こる前に、そういうふうな不満があったということに対して、課の中で相談したりなんかということとはなかったわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 多分、ずっとそれを思っていたということだから、その経過の中では特になかったんじゃないかと。ですから逆に言うと、申し訳ないんですけども、本人がそう思っているんだけど周りはそう思っていないとか、だから問題とは思っていないし、本人からもそれに対して直接不満とかというのは、特に私も聞いておりません。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。5番、河越昭利議員。前をお願いします。

○5番 5番、河越昭利です。ただいまの議案第58号に対しまして、私は反対の立場で今討論したいと思います。

この議案が今提出されまして、各議員の皆様から様々な質問があったと思います。まだまだ聞きたいこともたくさんあるのではないかと思います。今の説明では、町民の皆様にも聞かれたときに説明ができません。今日の夕方公表するというわけなので、町の方々の意見、考え方というのは、これから私たちの耳に入ってくると思います。また、刑事告訴など、まだまだ決まっていないこともたくさんあります。三島町の前例は先ほどお聞きしましたが、ほかの近隣町村や他の自治体での処分がどうなされているかということも、まだ私は今分かりません。現在の情報だけでは、町長、副町長、あと課長、係長の減給、それが本当に妥当なのか、まだ判断できません。議員の皆さんもまだまだ聞きたいことはあると思います。ここは一旦このいろいろな処分を保留し、この議案に対しての臨時議会を開催し、しっかりと審議を行うべき、私はそう考えます。

以上の理由から、議案第58号に対し反対いたします。

○議長 ほかに討論ございませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより日程第11、議案第58号、町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立により行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎継続審査の申し出について

○議長 日程第12、継続審査の申し出についてを議題といたします。

事務局長、朗読。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。

ただいま継続審査の申出のとおり、継続審査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会

○議長 よって、令和6年第3回三島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後0時04分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員